

別紙

広島市会計年度任用職員（日任用・家庭相談員） 応募資格一覧

- ① 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校^{※1}その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程^{※2}を修了した人
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、厚生労働省令で定める施設^{※3}（以下「指定施設」という。）において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務^{※4}」という。）に従事した人
- ③ 医師の資格を有する人
- ④ 社会福祉士の資格を有する人
- ⑤ 精神保健福祉士の資格を有する人
- ⑥ 公認心理師の資格を有する人
- ⑦ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した人であって、厚生労働大臣が定める講習会^{※5}の課程を修了した人
- ⑧ 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた人であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した人
- ⑨ 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した人
- ⑩ 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した人
- ⑪ 社会福祉士となる資格を有する人（④に規定する人を除く。）
- ⑫ 精神保健福祉士となる資格を有する人（⑤に規定する人を除く。）
- ⑬ 保健師の資格を有する人
- ⑭ 助産師の資格を有する人
- ⑮ 看護師の資格を有する人
- ⑯ 保育士の資格を有する人であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した人であり、かつ、厚生労働大臣が定める指定講習会^{※6}の課程を修了した人
- ⑰ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する人
- ⑱ 社会福祉主事の資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である人であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した人・社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間・児童相談所の所員として勤務した期間
- ⑲ 社会福祉主事の資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した人（⑱に規定する人を除く。）
- ⑳ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員

※1 「養成する学校」とは、国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科（旧国立秩父学園附属保護指導職員養成所の児童指導員科を含む。）、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部（旧国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部含む。）、上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科をいう。

※2 「講習会の課程」とは、全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程をいう。

※3 「厚生労働省令で定める施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設、精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設及び前に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設をいう。

※4 「相談援助業務」とは、「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」の一部改正について（平成29年3月31日雇児発0331第43号）の通知に定める業務の範囲をいう。

※5 「厚生労働大臣が定める講習会」とは、児童福祉法第13条第3項第7号の厚生労働大臣が定める講習会（平成29年3月31日厚生労働省告示第130号）をいう。

※6 「厚生労働大臣が定める指定講習会」とは、児童福祉法施行規則第6条第7号の厚生労働大臣が定める講習会（平成17年2月25日厚生労働省告示第42号）をいう。